

令和8年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における 特別選考C〔講師経験者を対象とした特別選考〕について

次のとおり実施する予定ですので、お知らせします。

1 概要

- (1) 2に示す受験資格を満たす者を対象として、令和8年度（令和7年実施）の岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「試験」といいます。）において、特別選考を実施します。
- (2) 標記の特別選考に出願せず、一般の試験に出願することもできます。
- (3) 詳しい内容は、令和7年4月中旬頃公表予定の「令和8年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」（以下「要項」といいます。）をご覧ください。

2 受験資格

○ 特別選考C①〔講師経験者を対象とした特別選考（前年度第1次試験合格者）〕

次のいずれにも該当する者

- (1) 令和7年度（令和6年実施）の試験で、第1次試験の結果、第2次試験の受験資格を得た者。ただし、特別選考C①〔講師経験者を対象とした特別選考（前年度第1次試験合格者）〕、特別選考E①②〔教職経験者を対象とした特別選考〕又は特別選考G〔「理数系教員養成拠点構築プログラム」修了者を対象とした特別選考〕で受験した者を除きます。
- (2) 要項において、全ての受験者に共通して求める受験資格を満たす者
- (3) 令和7年度、常勤講師等又は非常勤講師として岡山県の公立学校等で勤務している者
 - ※ 出願する者は、事前に所属長にその旨を伝えること。
 - ※ 「常勤講師等」とは、常勤講師、養護助教諭（市立高等学校に勤務する、週37.5時間勤務の臨時養護教員を含む。）、実習助手（兼講師の者のみ）、育児短時間勤務のための任期付短時間勤務職員をいいます。
 - ※ 「非常勤講師」は、県費負担の非常勤講師に限ります。
 - ※ 「岡山県の公立学校等」とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び市町村（組合）立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校並びに岡山大学教育学部附属の小学校、中学校、特別支援学校をいいます。ただし、岡山市立の小学校、中学校、義務教育学校は除きます。
 - ※ 「勤務している」とは、令和7年4月1日から要項に定める出願書類の受付期間の最終日までの間に、勤務実績がある場合をいいます。
 - ※ 特別選考の対象となる校種・職種及び教科（科目）は、（注1）令和7年度（令和6年実施）の試験で受験したものと同一（中高併願で出願した者は、第2次試験の受験資格を得た校種・職種）としますが、（注2）令和7年度、常勤講師等又は非常勤講師として勤務している学校の校種・職種及び教科（科目）等は問いません。

（注1）例：地理歴史（世界史）での第1次試験合格者は、地理歴史（世界史）の特別選考の対象となり、地理歴史（日本史）の特別選考の対象とはなりません。高等学校の地理歴史、理科、芸術、工業においても、同様の取扱いとします。

(注2) 例：中学校教諭等（国語）の特別選考に出願する場合であっても、勤務している学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のいずれでも可とします。

※ 同一校種及び教科（科目）であっても、枠を越えての出願はできません。

なお、理数枠・英語枠・社会人枠で第1次試験を合格した者は、枠を越えての出願が可能です。ただし、地域枠に出願することはできません。

令和7年度試験での第1次試験合格校種等	令和8年度の出願可能先
小学校1次合格	特別選考C① 小学校
小学校（地域枠）1次合格	特別選考C① 小学校（地域枠）
小学校（英語枠）1次合格	特別選考C① 小学校

※ 令和7年度（令和6年実施）の試験で、出願した校種・職種、教科等の教諭普通免許状を取得見込みで受験して第1次試験を合格した者が、令和7年3月31日までに当該免許状を取得できなかった場合は、特別選考C①に出願することはできません。

○ 特別選考C② [講師経験者を対象とした特別選考（経験年数）]

次のいずれにも該当する者

- (1) 令和3年4月から令和7年5月までの間に岡山県の公立学校等で、常勤講師等又は臨時学校栄養職員として^(注3) 通算24か月以上勤務した者。
- (2) 要項において、全ての受験者に共通して求める受験資格を満たす者
- (3) 令和7年度、常勤講師等、非常勤講師又は臨時学校栄養職員として岡山県の公立学校等で勤務している者

※ 出願する者は、事前に所属長にその旨を伝えること。

※ 「常勤講師等」、「非常勤講師」及び「岡山県の公立学校等」の定義については、特別選考C① [講師経験者を対象とした特別選考（前年度第1次試験合格者）] の受験資格を参照ください。

※ 「臨時学校栄養職員」は、非常勤の職を除きます。

※ 常勤講師等又は臨時学校栄養職員として、経験年数を通算する際の校種・職種及び教科（科目）等は問いません。

※ 令和7年度、常勤講師等、非常勤講師又は臨時学校栄養職員として勤務している学校の校種・職種及び教科（科目）等は問いません。

(注3) 勤務経験の通算に当たっては、発令期間が1日でもある月については、勤務のあった月として計算します。

3 その他

(1) 講師登録

講師登録については、随時受け付けています。登録の方法等については、岡山県教育庁教職員課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/16/detail-2521.html>) をご覧ください。

県外在住の方は、オンラインでの登録面接にも対応しますので、ご希望の場合はご連絡ください。

(2) 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課評価・企画班

電話番号 (086) 226-7915